**ふわく山の会夏山登山に関する内規**

主旨　　 夏山登山に関して、基本的な事項についての慣習を内規として定める。

第１条　　実施期間は、７月から８月内の約１ヶ月の期間を夏山実行委員会が定めて幹事会に諮る。

* 実施期間中における指定山域内での泊付山行は、同一山域、日程が一日又は全日において重複する事は、公開、自主を問わず自粛する。

第２条　山域：北アルプス、南アルプス、中央アルプス、白山、八ヶ岳連峰、、北信越山塊、谷川岳山域、富士山とする。

第３条　　夏山実行委員会の編成は、以下のメンバーにより編成する。

実行委員長　　　　１名

副委員長　　　　　若干名

実行委員　　　　　①　各山行部より、３名を選出する。

　　　　　　　　　　 　②　四役および安全対策部から各１名を選出する。

　　　　　　　　　　　 ③　会計（１名）は、委員の中から実行委員長が委嘱する。

第４条　　夏山リーダーの委嘱は、下記の方法でリーダーを募集し委嘱する。

１　　各山行部にリーダーの選定とコースの設定を依頼する。

２　　夏山登山リーダー経験者に委員会から依頼する。

３　　会報に一般公募してリーダー希望者を募る。

４　　全リーダー登録者に対しリーダーの要請をする。

第５条　　夏山登山に関する会計処理は、一般会計とは別に夏山登山独自の会計にて取り扱う。

１　　夏山登山参加者は、１山行に付き　１０００円の申込金を納入する。

　　　　　　 申込金は夏山説明会にて　納入する。この申込金はいかなる場合であっても返金しない。

２　　夏山登山実行に必要な、夏山登山独自の費用を支出する。

　　　　　①　　岩場通過訓練に伴う指導者、指導補助者の交通費

　　　　　②　　リーダー委嘱者へのリーダー実施費用を下記基準により支出する。

　　　　　　　　 リーダー経費＝１５００円＋５００円×泊数＋１００円×参加人員

調査費、通信費、資料事務費として支給しますので　参加者からは別途徴収しない。

　　　　　　　 ③　　実行員会としての必要経費（通信費、事務費他）

　　　　　　　 ④　　留守本部担当者謝礼・・・１単位（４日～６日）　　正　１０００円、副１０００円

　　　　　　　 ⑤　　計画の山行が天変地異等により、日程を変更して実施した場合に、参加者が著しく減少し、交通費等の

　　　　　　　　　　　　参加者負担が生じた場合に、その費用の一部を補填する。（　目途は半額）

⑥　 実行委員会、リーダー会の活動に対する行動費、交通費　は、会の行動費、交通費支給に関する内規

　　　 　を準用する。

　　　　　　　３　　夏山の収支決算は、実行委員会に報告し、承認を受ける。その後、会報に掲載する。

第６条　　参加申込み後にキャンセルが生じた場合には、一定のキャンセル料を負担する。

金額は当該コースのリーダー判断によるものとする。

第７条　　事前訓練は、夏山登山長丁場に対応する体力増強と技術の習得を目的に行う。

１　　★★★以上のコースに参加する会員は、公開山行・自主山行に参加することとする。

２　　リーダーは訓練山行を実施し、参加メンバーの力量把握とチーム融和を図る。

第８条　　非会員の参加は、基本的に禁止とする。

第９条　　事故が発生した場合には、必要に応じてふわく山の会が救難対策として対応する。

　《当該リーダー→夏山留守本部→ふわく救難対策本部（本部長・ふわく会長）》

警察署・事故者家族

第１0条　　リーダーは、参加者数が１０名を越える場合には、複数のサブリーダーを選任して班分けする。

第１１条　　この内規の改定は、幹事会の承認を経て行なう。

附則 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２００８年　４月２日　制定　　　　　　　２００９年１２月２日　改定　　　　　　　２０１０年１２月１日　改定　　　　　　　　２０１１年１２月６日　改定２

　2013年2月6日　改訂　　　　　　　2013年12月25日改定　　　　　　　2015年1月7日　改定０　　　　　　　　2018年1月24日　改定１　203年2 ２月６日　改定